

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの基本は、社内における上下左右のコミュニケーションが良好な状況にあること、あるいは活性化されていることにあると考えております。すなわち、方針、戦略、計画、指示等が確実にまた的確かつスムーズに伝わること、実績あるいは実施状況が正確に報告されることの両者があって、初めてコーポレート・ガバナンスが有効に機能すると考えます。以上の考えをベースに、当企業グループでは、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題と認識し、その体制整備と充実を図ることにより、経営の健全性と透明性を確保しつつ、環境の変化に即応した迅速かつダイナミックな意思決定を行なっていくことを、方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1-3: 資本政策の基本的な方針】

当社は、利益配分についての基本方針を、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、株主の皆様には、経営成績等を勘案し利益還元を行うこととしてきました。

利益配分方針も含めた資本政策についての基本的な方針について、その可否を含め検討して参りましたが、資本市場の状況を見て対応を行うことが妥当との結論に至りましたので、現時点で策定する予定はございません。

【原則1-4: いわゆる政策保有株式】

政策保有に関する方針は、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】に記載しておりますので、ご参照ください。

政策保有株式に係る議決権行使の基準については、その策定の是非について取締役会等で協議して参りましたが、個別具体的な議案ごとに対応を行うことが妥当との結論に至りましたので、現時点で策定する予定はございません。

【補充原則2-2-1】

当社の取締役会において、MORESCO行動憲章がグループ会社全般で実践されているか否かのレビューは十分には行っておりません。引き続き、十分かつ有効なレビューを取締役会において実施することについて検討してまいります。

【原則3-1: (2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は前述(1. 1)のとおりですが、その考えを基本方針として明文化し、社内外に公表することは行っておりません。引き続き、当社に相応しいコーポレート・ガバナンスを実現するための基本方針の策定を検討してまいります。

【補充原則4-4-1】

当社は、取締役会の終了後に取締役会メンバーによるミーティングを定常的に行っており、そこで経営戦略上重要と思われるテーマについて深く議論し、また、毎年定期的に経営陣幹部によるオフサイトミーティングを開催する等、役員(取締役、独立社外取締役、常勤監査役、社外監査役)間のコミュニケーションは極めて活発かつ有効であると認識しております。そのため、監査役と社外取締役とを殊更に取り上げて連携を確保する必要性は乏しいと考えており、特段、両者の連携を確保する施策はとっておりません。

【補充原則4-8-1】

当社は、役員間のコミュニケーションは極めて活発かつ有効であると認識しており、また、独立社外取締役は、独立した客観的立場に基づく情報交換・認識共有に努めております。独立社外者のみを構成員とする定期的会合を設けることは、独立社外者個々の独立性を弱める可能性もあることから、現時点では考えておりません。

【補充原則4-8-2】

独立社外取締役の中に序列を設けたり、経営陣との窓口役を設けたりすることは、個々の独立社外取締役の独立性や意見交換の機会の公平性等を損なうおそれがあるため、「筆頭独立社外取締役」等、独立社外取締役を代表する者は定めてはおりません。

【原則5-2: 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、収益や資本効率等の具体的な目標値をすべて設定しているわけではありませんが、計画の策定・公表にあたり、その背景や達成のための具体的な施策について、株主に明確に伝えるよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4: いわゆる政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

投資目的以外の目的で保有する株式については、取引内容、取引量等を踏まえた取引先との関係強化の必要性を考慮した上で、中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、総合的にその保有の妥当性を判断することを方針としております。

2. 議決権行使の基準

上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に開示しない理由を記載しておりますので、ご参照ください。

【原則1-7: 関連当事者の取引】

当社では、取締役による利益相反取引や競業取引については取締役会の承認を要することを、取締役会規程に定めております。また、主要株主

等との取引については、他の取引先と同様に経済合理性等を勘案して取引条件を決定し、その内容を契約書等において明確にしております。

【原則3-1:情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループは、経営理念や経営戦略、経営計画を当社ホームページ(<http://www.moresco.co.jp/>)等で公表し、また、株主総会、投資家説明会を含むIR活動その他適時適切な場面において発表や説明を行っております。

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスの基本は、社内における上下左右のコミュニケーションが良好な状況にあること、あるいは活性化されていることにあると考えており、具体的には、方針、戦略、計画、指示等が確実にまた的確かつスムーズに伝わること、実績あるいは実施状況が正確に報告されることと考えております。しかしながら、これらの考えを基本方針として明文化し、社内外に公表することは行っておりません。引続き、当社に相応しいコーポレート・ガバナンスを実現するための基本方針の策定を検討してまいります。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

1. 経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針

当社の経営陣幹部である取締役および執行役員員の報酬は、それぞれ役員報酬規程および執行役員制度規程等により決定しており、これら規程の整備(改訂)は取締役会が行っております。

取締役の報酬を決定するに当たっては、事業成績・職務・役位・世間水準および従業員給与とのバランスを考慮することを方針としております。なお、取締役報酬は役位等により決定する額と事業成績により決定する額とで構成しております。

取締役ではない執行役員員の報酬(賃金)は、賃金規程に基づく賃金に加え、執行役員制度規程に基づき執行役員報酬を支給します。なお、取締役が執行役員を兼務する場合は、執行役員の職務に関する一切の報酬は支給しておりません。

2. 経営陣幹部・取締役の報酬決定の手続

取締役の報酬の決定手続は、株主総会によって定められた取締役の報酬の限度額以内となるよう報酬の総額を取締役会で決定し、上記1の方針に従って、その内訳を取締役社長が決定することとしております。

執行役員報酬についても、執行役員制度規程に基づき、上記1の方針に従って、取締役社長が決定いたします。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

1. 取締役・監査役候補者の指名の方針および手続

当社の取締役会は、取締役会全体としての業務執行および監督において必要となる知識・経験・能力のバランスを適正に保ち、社内/社外、独立/非独立、性別、国籍等の多様性を歓迎するべきと考えております。また、スピーディな意思決定の妨げにならない規模の取締役会を実現するため、取締役の人数は10名以内とすることを定款で定めております。取締役・監査役候補者の指名は、このような取締役会を実現し得る者を指名することを方針とし、次に定める取締役・監査役候補者の指名基準を勘案し、取締役会で決定しております。

・役員候補者の指名基準

1) 当社のあるべき姿、経営戦略、事業内容、財務状況等に関する必要な知識を有していること

2) MORESCOグループ行動憲章に沿った素養が備わっており、言動がともなっていること

3) 様々なステークホルダーと適切なコミュニケーションがとれること

4) 心身ともに健康であること

なお、独立役員の届出は、別に定める独立役員選任要領に規定する独立性判断基準に照らし合わせ、取締役会で決定しております。

2. 取締役会が執行役員を選任する方針および手続

取締役会が制定し改廃権限を有する執行役員制度規程において、執行役員を選任する基準および手続等を定めております。当該基準に合致する者を選任することが執行役員を選任する方針であり、候補となる者を取締役社長が推薦し、取締役会によって選任いたします。

この規程に定める執行役員選任基準は以下のとおりです。

・執行役員選任基準

1) 豊かな業務経験を有し、会社の業務に精通していること

2) 経営感覚が優れていること

3) 指導力、統率力、行動力および企画力に優れていること

4) 執行役員にふさわしい人格、識見を有すること

5) 心身ともに健康であること

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

個々の取締役・監査役候補者の指名の理由については、当社のホームページ(<http://www.moresco.co.jp/>)より、「株主総会招集ご通知」の参考書類の記載をご参照ください。

【補充原則4-1-1】

当社取締役会は、取締役会自身が判断・決定する事項を、取締役会規程において規定し、法令で定める事項のほか、当社の重要な業務執行に係る方針、規則、組織、人事等を決議事項として定めています。また、それ以外の業務執行に関する事項は、適宜の社内規程に準じて経営陣に委ねております。

【原則4-9:社外役員の独立性に関する基準】

当社の独立社外役員にかかる独立性判断基準は、以下の通りです。

1. 当社において独立役員であるというためには、次に掲げる者に該当しないことを要する。

1) 当社または当社の子会社の業務執行者

2) 当社の子会社の取締役または監査役(注1)

3) 当社を主要な取引先とする者(注2)もしくはその業務執行者または当社を主要な取引先としていた者(注3)もしくはその業務執行者

4) 当社の主要な取引先である者(注4)もしくはその業務執行者または当社の主要な取引先であった者(注5)もしくはその業務執行者

5) 当社の上位10位以内の株主(当該株主が法人である場合は当該法人の業務執行者)

6) 当社または当社の子会社が取締役を派遣している会社の業務執行者

7) 当社または当社の子会社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間10,000千円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家

8) 当社または当社の子会社から一定額(過去3年間の平均で年間10,000千円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額)を超える寄付または助成を受けている組織(例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等)の理事(業務執行に当る者に限る。)

9) 過去10年間に(注6)、上記の5)から8)のいずれかに該当していた者

10) 過去に当社または当社の業務執行者であった者(注7)

11) 上記1)から10)までに掲げる者(業務執行者については業務執行取締役、執行役員または部長職以上の使用人をいう。)の配偶者

または二親等内の親族

- 注1) 海外子会社においては、取締役および監査役に相当する責務を負う者とする
注2) その直近事業年度において、当社および当社の子会社からの支払総額が、当該取引先の当該年間の連結売上高の2%以上となる者という
注3) その直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、当社および当社の子会社からの当該年度の支払総額が、当該取引先の当該年度の連結売上高の2%以上となる者という
注4) 当社の直近事業年度において、当社および当社の子会社への支払総額が、当社の連結売上高の2%以上となる者という
注5) 当社の直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、当社および当社の子会社への当該年度の支払総額が、当社の当該年度の連結売上高の2%以上となる者という
注6) 「過去10年間において」とは、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が取締役会で決議された時点から過去10年間をいう
注7) 監査役の実効性を判断するにあたっては、過去に当社または当社の子会社の取締役であった者を含む

2. 当社において、独立役員であるというためには、その他、当社の一般株主全体との間で前項の各号で考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であることを要する。

3. 仮に第1項の第3号から第11号までのいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役または社外監査役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立役員とすることができるものとする。

4. 当社において、現在独立役員の地位にある者が、独立役員として再任されるためには、通算の在任期間が8年間を超えないことを要する。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方は、原則3-1(4)において、取締役、監査役候補者の指名の方針・手続と併せて開示しておりますので、当該箇所をご参照ください。

【補充原則4-11-2】

当社は、定期的に全役員の兼任状況を取締役会にて確認しており、兼任状況に異動がある場合は事前に連絡を受けております。また、主な兼任状況については、事業報告書、有価証券報告書等の開示書類に記載しています。

【補充原則4-11-3】

当社の取締役会は、毎年2月に、各取締役の自己評価等も参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うことといたしました。本年2月に分析・評価を実施し、当社取締役会は総じてうまく機能しており、取締役会全体の実効性は確保されていると判断いたしました。自己評価の中には、取締役会に上程される議案と、他の会議体や経営陣に委任すべき事項との区別がややあいまいなケースがある等の意見もありましたが、取締役会規程や運用の変更により解決いたしました。

【補充原則4-14-2】

当社取締役および監査役には、就任後においても、個々の役員または取締役会もしくは監査役会にとって必要な知識、技能、技量等の習得、習熟を促し、自己研鑽を継続的に実施させることを、取締役・監査役に対するトレーニングの方針としております。この方針の具体化のため、該当事者が参集する機会を設け、その時々において関心を持つべき事項を題材とした勉強会を行い、自己研鑽を促す契機としております。

【原則5-1:株主との建設的な対話に関する方針】

当社の取締役会は、「株主との建設的な対話に関する方針」を以下のように策定しております。

- 1) 取締役社長が株主との対話全般について統括し、目配りを行います。
- 2) 株主との対話を補助する必要がある場合は、経営企画部長が中心となり必要に応じて総務、財務、経理、法務部門等との有機的な連携をはかります。
- 3) 株主との対話においては、個別面談のほか、個人投資家向け説明会、機関投資家向け説明会、その他IR活動も積極的に活用します。
- 4) 対話から得られた株主の意見等は、その意見を汲むべき経営陣幹部に伝達し、必要に応じて迅速に対応します。
- 5) インサイダー情報については、インサイダー取引の未然防止にかかる法令等および当社規程に基づき、適切に管理します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松村石油株式会社	1,067,000	11.04
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	606,000	6.27
コスモ石油ルブリカンツ株式会社	503,000	5.20
日本曹達株式会社	365,000	3.78
MORESCO従業員持株会	332,320	3.44
双日株式会社	327,000	3.38
三菱商事株式会社	327,000	3.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	320,700	3.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	279,400	2.89
株式会社みずほ銀行	250,000	2.59

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

2 月

業種

石油・石炭製品

直前事業年度末における(連結)従業員数

500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高

100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

リ・ジュ・ジュディ・リン	○	——	同氏は、米国のハードディスクメーカー等で取締役を歴任される等、豊富な経験や幅広い見識有しておられ、幅広い視点からの指導、助言を得られると判断したこと、かつ、よりグローバルな視点での経営を図る観点からも社外取締役として選任させていただいております。また、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】において公表している役員の独立性判断基準に照らして、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定いたしました。
出口 侑宏	○	——	同氏は、社会保険労務士としての経験・見識が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を踏まえた客観的視点で適切な助言を得られると判断したことから、社外取締役として選任させていただいております。また、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】において公表している役員の独立性判断基準に照らして、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は監査室、会計監査人との間において、期初にそれぞれの監査計画についての意見交換を行うとともに、期中・期末の監査においても緊密な連携を保ちながら監査成果の達成が図られるよう努めるとともに、内部統制部門を担当する取締役と必要の都度、意見、情報の交換を行い、監査の実効性向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
富野 武	他の会社の出身者						△				△			○
小沢 史比古	他の会社の出身者													
長谷川 克博	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
富野 武		同氏は、コスモ石油ルブリカンツ株式会社において、取締役技術部長等を歴任いたしました。当社と同社との間には、材料購入の取引関係があり、当該取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の3%強でありますので、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】において公表している役員の独立性判断基準に照らして、同社は当社を主要な取引先とする者に該当し、かつ、前述のとおり同氏は過去に同社の業務執行者でありました。 また、当社と同社との間には、製品販売の取引関係もありますが、当該取引金額は当社の年間連結売上高の2%未満でありますので、前述の役員の独立性判断基準に照らして、同社は当社の主要な取引先である者に該当いたしません。 なお、同氏は、当社の株式を、23,200株所有しております。	同氏は、当社の株主であり、また、材料購入先であるコスモ石油ルブリカンツ株式会社の元取締役技術部長であります。同氏は、石油業界事情に詳しく、技術的な知見も持たれており、当社経営を客観的な観点から監査していただくにふさわしいと考え、非常勤の監査役として選任させていただいております。
小沢 史比古		——	同氏は、当社との間に冷熱媒体の販売および材料購入等の取引関係がある日曹商事株式会社の常勤監査役であります。同氏は、長年にわたる法務、総務部門における多大な知識経験を持たれており、当社の監査役をしていただくにふさわしいと考え、非常勤の監査役として選任させていただいております。
長谷川 克博		——	同氏は、企業経営についての豊富な経験と知見を持たれており、当社の監査役をしていただくにふさわしいと考え、非常勤の監査役として選任させていただいております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、その他
--	------------------

該当項目に関する補足説明 更新

役員に対する報酬の一部について、前期業績を基準とした報酬基準を定めることにより、役員に対するインセンティブとしております。また、社外取締役を除く取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを一つの目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給いたします。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役および社外取締役の別に各々の総額を開示しております。
 なお、前事業年度における報酬等の額は以下の通りであります。

役員報酬：
 取締役 171百万円
 (内社外取締役 12百万円)
 監査役 22百万円
 (内社外監査役 9百万円)
 (合計) 193百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬のうち、通常金銭報酬については、昭和61年5月20日開催の第28期定時株主総会において月額15百万円(年額換算1億8,000万円)以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と、また、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬については、平成29年5月30日開催の第59期定時株主総会において年額5,000万円以内と定められております。監査役報酬については、平成23年5月30日開催の第53期定時株主総会において月額3百万円以内と定められております。取締役報酬は、役職ごとの定額部分と当社グループの業績に基づく業績連動部分で構成し、取締役会で決定しております。監査役報酬は監査役の協議により決定しております。
 なお、取締役の報酬決定に関する方針については、前述の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】に記載しておりますので、ご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

非常勤の社外取締役・社外監査役に対し、事務連絡窓口業務を当社経営企画部で実施し、月次定例の取締役会の議事予定等を事前に配付しております。また、社外取締役に対しては、取締役社長または経営企画部長が重要な決議事項についての事前説明や意見聴取を実施し、社外監査役に対しては、取締役会の報告・決議事項を経理部長または経営企画部長等が常勤監査役に対し事前説明を行ったうえで、取締役会に先立って開催される監査役会で常勤監査役が説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役会設置会社であり、取締役8名(うち社外取締役3名)、監査役4名(うち社外監査役3名)を選任しております。取締役会は原則毎月1回以上開催し、会社の業務執行状況を監視、監督すると共に、会社経営に係る重要事項の意思決定を行っております。月次の予算と実績との差異分析については、報告に基づき、計画達成のための指示・指導を行っております。社外取締役(独立役員)からは、中立的な立場から経営の透明性、すなわち経営判断の妥当性や論理性的の観点からの助言、指導をいただくこととしております。取締役社長は取締役会の決議に基づく、会社の日常業務の意思決定および業務執行を行います。上席執行役員以上の執行役員を構成員とする常務会を原則月1回開催し、取締役社長の専決事項の決定にあたっては常務会で協議を行い、過度な権限集中を回避しながら業務執行の円滑化を図っております。当社は、経営の効率化と意思決定の迅速化を目的に執行役員制度を導入しております。業務執行取締役・常勤監査役・執行役員等で経営会議を原則月1回開催し、企業経営に係る重要事項の報告と討議を行い、企業経営の現状と考えの相互理解を進めております。当該会議の内容は、全社員に公開・伝達しております。コンプライアンス・リスク管理委員会はコンプライアンスおよびリスク管理の体制整備、進捗状況のチェックのため、業務執行取締役・常勤監査役・執行役員等で構成し、経営会議開催時に開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会が経営の意思決定と執行役員による業務執行を監督することにより、適切かつ迅速な経営の意思決定がなされる経営体制をとっております。取締役8名のうち、3名は社外取締役(独立役員)であり、毎月の取締役会に出席し、経営の意思決定に対して幅広い視点からの助言、指導を行っております。監査役4名のうち、3名は社外監査役であり、潤滑油業界経験者に加えて法務部門、企業経営に精通した方を選任しており、社外からのチェックの観点からの経営監視機能を果たしております。これらにより、監査役会設置会社として十分なコーポレート・ガバナンスを構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
招集通知(要約)の英文での提供	当社のホームページ(http://www.moresco.co.jp/)において、英文(要約)の「株主総会招集ご通知」を提供しております。
その他	発送日より前に、東京証券取引所および当社ホームページ上で、「株主総会招集ご通知」の内容を開示しております。 また、株主総会における決算内容の報告等では、書面の読み上げにとどまらず、プレゼンテーションツールを用い分かりやすい報告を目指しております。また株主総会后に、株主懇談会を開催して当社役員と株主とのコミュニケーションをはかり、当社をよりよく理解していただけるよう努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの会社説明会を、2016年7月に2回(大阪、名古屋)、社長が出席して開催いたしております。また、8月に1回(神戸)、経営企画部長による説明会を開催いたしております。(出席者総数 約600名)	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家および報道関係者向けに、決算説明会、中間決算説明会等を、それぞれ2016年4月、10月に社長が出席して開催いたしております。(出席者数 45社、出席者総数 50名) また、大株主および主な機関投資家には、2016年4月、7月、10月、2017年1月に、個別訪問により決算等事業の概要報告を行っております。(年間訪問回数 35回、同訪問社数 25社) その他、国内外の機関投資家の来訪、電話を通じた取材、質問等に応じております。(年間対応数 10回以上)	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上(http://www.moresco.co.jp/)に「株主・投資家向け情報」コーナーを設け、決算情報・決算以外の適時開示資料・有価証券報告書・四半期報告書・会社説明会資料・中期経営計画・IRカレンダー等、IRに関連する情報を集約して提供させていただいております。また、登録者に対して当社の企業ニュースや決算情報をメールにて発信するサービスもあわせて実施しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIRの担当部署およびIR事務連絡責任者: 経営企画部(部長 宮川弘和)	
その他	2016年2月に、神戸の本社・研究センターに株主様をお招きし、株主見学会を開催いたしております。(参加総数 30名)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では「MORESCO行動憲章」を制定し、ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	工場をはじめ当社の全部署で環境管理の規格であるISO14001を取得し、環境保全活動を推進しております。その内容については、当社ホームページ上で「環境基本理念」、および環境にやさしい製品を開発する等の「環境行動方針」を公表させていただいております。
その他	当社は、経営理念および中期経営ビジョン・中期経営方針・品質方針を背景に、ステークホルダーとの円滑な関係を構築するための方針や施策を実施しております。 <経営理念> 1. 私たちは、「ユーザーのための研究開発」をモットーに、境界領域におけるニーズに応えることによって、社会に貢献できる企業グループを目指します。 2. 私たちは、境界領域のスペシャリストとして、新しい分野へも展開をはかり、新たな機能と

サービスを提供します。

3. 私たちは、人間性を尊重する職場づくりと、自由な発想によって、新しい価値を創造する企業グループを目指します。

<中期経営ビジョン>

「小さくとも世界にきらりと光を放つMORESCOグループ」

—水と油と高分子のスペシャリストとして社会の発展に貢献する—

<中期経営方針>

1. MORESCOらしい“ものづくり”と“サービス”の提供によりグローバルトップを目指す
2. 生産拠点のグローバルネットワークを充実し、品質の向上とコスト競争力を強化する
3. 人間ネットワークの拡大により、新たなビジネスを創出する
4. コーポレートガバナンスを充実し、地域社会の信頼を高める

<品質方針>

お客さまに届けよう“クオリティカンパニーMORESCOの心”を！

- ・お客さまに信頼される企業活動を継続しよう
- ・より高い品質の“ものづくり”と“サービス”を提供しよう
- ・お客さまの環境改善に役立つ製品を提供しよう

<ステークホルダーとの円滑な関係を構築するための方針や施策>

1) お客さま

当社は経営理念に表される通り、お客さまのニーズに応えることによって社会に貢献できる企業を目指しており、品質方針においても、お客さまへの全社あげての姿勢を掲げております。具体的には、日常の営業活動でのお客さまとのコミュニケーションばかりではなく、研究開発部門も積極的にお客さまの直接的な声をお聞きする機会を設け、製品開発に繋げております。また、お客さまとのコミュニケーションの状況は、コンピュータ上のデータベースに登録し、当社内で情報を共有化しております。さらに、当社ホームページ上でも、お客さまを中心とした登録会員制による「MORESCO NET」をカスタマーセンターで運営し、お客さまのご要望やご質問にお答えしたり、メールマガジンによる情報提供を行っております。

2) 株主

株主に対しては、前述の株主総会やIR活動を通してコミュニケーションを図るとともに、経営企画部を窓口としてご要望やご質問にお答えしております。

3) 社員

社員に対しては、中期経営計画の中で「TOSS & Attack」(Thinking Open-Communication Speed Stretch & Attack)を掲げ、社員の行動指針としております。また、社員の評価だけではなく人材育成につながる人事制度を制定し運用しており、上司と部下との面接により計画設定と実績評価を実施してお互いの意思疎通を図っております。

会社の状況については、業務執行上の重要会議の議事録や月次業績状況を全役職者に公開すると共に、役職者から一般社員へ伝達することにより情報を共有しております。

4) 原材料等購入先

購入先に対しては、当社の購買方針を策定しホームページ上で公開しております。この購買方針に沿って購入先との日常の購買活動を行っており、購入先との間で購入品についての購買仕様書を締結することにより購入品の品質等の確保を図っております。

5) 地域社会

環境管理システムの運用による環境行動方針の実現を目指して、全部署で環境保全活動を行っております。

また、本社・研究センター、赤穂工場および千葉工場では、周辺道路等での美化・清掃活動を行っております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を整備することを決議し、その基本方針を「内部統制システムの整備に関する基本方針」として以下のように定めております。

1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンス体制の根幹として「MORESCO行動憲章」を定め、法令遵守があらゆる企業活動の基本であることを継続的に徹底します。
- 2) コンプライアンス全体を統括する組織として、取締役社長を委員長とし、取締役・常勤監査役・執行役員等で構成する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備を進めます。
- 3) コンプライアンスの推進については、取締役および従業員が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ、指導します。
- 4) 監査役および監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令、定款および社内規程上の問題点の有無を調査し、当該委員会に報告します。当該委員会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。
- 5) 内部通報制度を設け、当社および子会社の従業員等が、法令、定款および社内規程上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該従業員等に不利な取扱いを行わない旨、内部通報制度規程に明記しております。不利な取扱いを行った従業員等に対しては、就業規則に従って処分を行います。また、通報の有無は、常勤監査役も出席する「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告されます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。）を、法令および「重要文書管理規程」に基づき、適切に保存しかつ管理します。
 - (1) 株主総会議事録と関連資料
 - (2) 取締役会議事録と関連資料
 - (3) 経営会議事録と関連資料
 - (4) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- 2) 情報の管理については、情報セキュリティポリシー、個人情報保護に関する基本方針等に基づき対応します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 前述の「コンプライアンス・リスク管理委員会」を推進母体として、「リスク管理方針」のもとで体制の整備を進め、当社および子会社を取り巻くリスクを特定したうえで適切なリスク対応を図ります。
- 2) 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、危機管理マニュアルを整備し、取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」のもとで、発現したリスクによる損失を最小限度にとどめるための必要な対応を実施します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。
- 2) 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、業務執行機能を担う執行役員制度を導入し、取締役・常勤監査役・執行役員等が出席する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項について討議します。
- 3) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度計画を立案し、全社的な目標を設定します。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行します。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 「関係会社管理規程」により、定期報告と重要案件の事前協議を骨子とする管理事項を定め、子会社管理の所管部門が統括管理します。
- 2) 当社の取締役、監査役、執行役員を子会社の取締役または監査役として派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査するとともに、監査室が定期的に子会社の監査を実施します。
- 3) 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性格、機関の設計その他会社の個性および特質を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とします。
- 4) 子会社の取締役は、当社の経営会議等において、定期的にまたは必要に応じて、毎月および四半期毎の業績その他業務の執行状況を報告します。

6. 監査役を補助すべき従業員に関する体制と、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 監査役を補助する従業員を置くことを監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置することとします。
- 2) 当該従業員の任命・異動・人事考課等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保します。

7. 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役、従業員、ならびに子会社の取締役、従業員およびこれらの者から報告を受けた者は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に直ちに報告するものとします。当該報告をした従業員等については、内部通報制度規程に準じて、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとします。
- 2) 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議やコンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、契約書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができるものとします。
- 3) 「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は監査室および会計監査人と緊密な連携を保ちながら監査成果の達成を図るものとします。
- 4) 監査役または監査役会が監査の実施のために必要な費用の前払いまたは償還を請求するときは、その内容および金額が合理性を欠くものでない限り、取締役等はこれに応じます。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- 1) 財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため関連諸規程を整備し、取締役社長の指示の下、内部統制システムを構築、運用します。
- 2) 内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより、金融商品取引法および関連法令等との適合性を確保します。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

- 1)MORESCO行動憲章により「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体とは一切の関係を持たない」ことを基本方針とします。この基本方針は社内ネットワーク等を通じて全取締役および全従業員への周知徹底を図ります。
- 2)反社会的勢力、団体からの不当要求や働きかけに対しては、反社会的勢力対策規程に基づき毅然とした対応をとります。
- 3)反社会的勢力、団体に関する対応統括部署を総務部に定めるとともに、不当要求や働きかけに対しては、直ちに対応統括部署に報告し、対応の一元化を図る等組織的に対応します。
- 4)対応統括部署においては警察等との緊密な連携を保ち、不当要求や働きかけに対しては、速やかに連絡し、適時、適切な指導と支援を要請します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況において記載しておりますので、ご参照ください。この考え方に従って、反社会的勢力対策規程等を整備し、社会との健全な関係を保つようグループ全体で教育や啓発活動に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

具体的な買収防衛策は現時点では導入していませんが、導入目的等を含め検討は継続しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

- 1.従来ゆるやかな管理体制として進めておりました事業部制を、平成19年3月から明確な管理体制とし責任体制範囲を明確化いたしました。これにより更なるコーポレートガバナンス体制の強化につながるものと考えております。
- 2.平成26年5月より、ガバナンス体制を強化することを目的として、次のとおり取締役の役割と執行役員の役割とを明確に区分いたしました。
 - 1)取締役(会)の役割
 - (1)会社の経営意思決定を行う。
 - (2)会社の業務執行状況の監視、監督を行う。
 - (3)社外取締役を強化し経営の透明性を向上させる。
 - (4)よりグローバルな視点からの経営を推進する。
 - (5)取締役の役位については原則として廃止する。
 - 2)執行役員の役割
 - (1)取締役会の意思決定に基づく担当部門の業務執行責任を負う。
 - (2)業務執行責任の階層を明確にするために役位を設ける。
役位は社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員、執行役員の5段階とする。
- 3.その他、従業員組合とは定期的に労使協議会を開催し、従業員の処遇面に関する事項に関して意見交換を行い、会社の施策に反映しております。

MORESCOグループ コーポレート・ガバナンス体制

